

令和7年4月から五戸町へ提出していただく 請求書への押印を省略することができます。

1 押印省略の要件(法令や規則等により押印が義務付けられているものは対象外)

次のいずれの要件も満たしていること

- ・請求書に「発行責任者及び担当者」の役職(所属)、氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号)の記載があること
- ・振込口座の名義が債権者と同一であること

【請求書の記載例】

令和〇年〇月〇日

請 求 書

五戸町長

住所 五戸町字古館〇番地〇
株式会社 □□□□
氏名 代表取締役 △△ △△

下記のとおり請求します。

請求金額

				¥	5	5	0	0
--	--	--	--	---	---	---	---	---

品名	数量	単位	単価	金額
〇〇〇〇	10	個	300	3,000
□□□□	20	本	100	2,000
消費税				500
合計				5,500

振込先 〇〇銀行〇〇支店
預金種別 普通
口座番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義 カ) □□□□

発行責任者 〇〇支店長 〇〇 〇〇 電話 0178-62-××××

担当者 営業 〇〇 〇〇 電話 同上

債権者名と振込口座
名義が同一の場合の
み押印省略可

【発行責任者とは】
請求書の発行部
門の責任者で、
権限を有する者
【担当者とは】
取引(契約)に関
する事務を担当
する者
※発行責任者及
び担当者は同
一人物でも構い
ません。

2 提出方法

押印を省略した請求書は、従来どおり郵送や持参のほかに、電子メールやファックスでも提出することができますが、個別の可否は担当課にご確認ください。

- ・電子メールやファックスで提出する場合の送信先は、担当課にご確認ください。
- ・電子メールに添付する請求書は、改ざん防止のためPDF形式で1請求書につき1データとしてください。
- ・文字等が不鮮明な請求書は、受付することができない場合があります。

3 その他

- ・請求書の内容確認のため電話等により連絡をさせていただく場合があります。
- ・押印を省略した請求書の訂正が必要な場合は、再度作成してください。
- ・従来どおり押印のある請求書をご提出いただくこともできます。その場合は、「発行責任者及び担当者」の役職(所属)、氏名及び連絡先(電話番号)の記載は必要ありません。

【このチラシに関する問い合わせ先】 五戸町 出納室 電話 0178-62-7963(直通)